

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月21日

【会社名】 株式会社ジーエヌアイグループ

【英訳名】 GNI Group Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 14,616,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額
1,211,616,000円
(注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。
該当事項はありません。

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第35回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	9,000個
発行価額の総額	14,616,000円
発行価格	本新株予約権 1個あたり1,624円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年12月7日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジーエヌアイグループ 経営管理部 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
払込期日	平成23年12月7日
割当日	平成23年12月7日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店

- (注) 1 本新株予約権については、平成23年11月14日開催の当社取締役会の決議による委任に基づき、本日、平成23年11月21日に当社執行役2名により構成される経営会議により発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,000,000株（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」に定義する。）、但し、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額（別記「本新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第2号に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整される事がある。）。なお、当社普通株式の株価の上昇または下落により、本新株予約権行使価額が修正された場合、資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号を条件に、行使価額は、行使日以降、各修正日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。さらに、別記「(2)新株予約権の内容等（注）」第7項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。 本届出書において、「行使日」とは、別記「(2)新株予約権の内容等（注）」第7項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「取引所」とは、株式会社東京証券取引所の開設する東証マザーズをいう。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 修正価額の上限及び下限 行使価額は79円を下回らず、199円を上回らないものとする。79円を下回る、または199円を上回る場合、行使価額はそれぞれ79円又は199円に修正されるものとする。但し、本新株予約権の行使時の払込金額の調整が必要となる場合の規定を準用して調整されることがある。）</p> <p>5 割当株数の上限 9,000,000株（発行済株式総数に対する割合は、9.97%）</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 700,000,000円（但し、本新株予約権の全部または一部が行使されない可能性がある。）なお、本新株予約権の行使に際して出資された金額の累計額が700,000,000円を超えることとなる場合は、当該本新株予約権は行使されない。（詳細については「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第4項参照）</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権1個あたり1,624円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている。（詳細については「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項参照）</p> <p>8 本新株予約権者の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して66円を下回った場合には、当社は、本新株予約権1個あたり1,624円の価額で、本新株予約権者の請求にかかる本新株予約権を取得する義務を負うとする条項が設けられている。（詳細については「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項参照）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ジーエヌアイグループ 普通株式（以下「当社普通株式」という。） 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は1,000株。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は1,000株とする。)、但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初133円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されるものとする。</p>

2 行使価額の修正

- (1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、行使日以降、各修正日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。さらに、別記「(2)新株予約権の内容等（注）」第7項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。

本届出書において、「行使日」とは、別記「(2)新株予約権の内容等（注）」第7項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「取引所」とは、株式会社東京証券取引所の開設する東証マザーズをいう。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。

- (2) 本欄第3項による場合を除き、行使価額は79円を下回らず、199円を上回らないものとする。79円を下回る、または199円を上回る場合、行使価額はそれぞれ79円、又は199円に修正されるものとする。

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既 行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当られる当社の普通株式数を含めないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,211,616,000円</p> <p>(注) 行使価額が修正され又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少する。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第(1)号乃至第(3)号及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年12月8日から平成25年12月7日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>行使請求の受付場所 株式会社ジーエヌアイグループ 経営管理部</p> <p>取扱場所 該当事項無し</p> <p>払込場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,624円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,624円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>3 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して66円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して20取引日目の日において、本新株予約権1個あたり1,624円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4 本新株予約権の行使の結果、当社が総額700,000,000円を受領した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わないものとする。その場合、当社は、5取引日以内に本新株予約権1個あたり1,624円の価額で本新株予約権者から残存する本新株予約権を取得するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、割当予定先が本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、遺伝子系列の解析を通じ、創薬を推進する目的で、平成13年に米国法人Gene Networks, Incの日本法人として東京都渋谷区に設立（旧株式会社ジーエヌアイ）し、福岡にて創薬研究を行ってまいりました。平成17年に中国法人上海ジェノミクス社（中国にて臨床試験及び医薬品の開発を行う）の持分76.74%を取得し、平成19年6月に同社を100%所有の完全子会社化し、同年8月に当社は東京証券取引所マザーズ市場に株式公開いたしました。しかし、バイオベンチャーへの投資減少の時期に遭遇し、必要・予定資金の調達が出来ず、経営の見直しを余儀なくされました。当社は、中国における新薬開発を最重要課題と位置付け、これに経営資源を集中させるべく、社長を上海ジェノミクス社長 Dr. Ying LUOに交代、福岡解析センターを部門の合理化のため上海ジェノミクスに統合の上、閉鎖、また米国法人（連絡事務所）も閉鎖致しました。

その後も着実に新薬開発を進め、今年、当社設立10年目の節目に中国にて、当社子会社である上海ジェノミクス社が開発した特発性肺線維症（IPF）治療薬F647に対して本年9月に中国で新薬承認を取得致し、現在、その製造販売許可申請の準備を行っております。新薬開発の成功率は、極めて低いと言われております。新薬開発には長期間多額の先行投資が必要となることから、当社のようないわゆるバイオベンチャーが新薬開発に成功したことは、極めて幸いです。

現在、その製造販売許可申請の準備を行っており、当該許可申請を平成24年1月～2月に提出し、許可取得は平成24年4月～9月を想定しております。製造許可取得次第、製造販売を開始する予定ですが、スムーズな販売を行うためには、営業資金(工場操業及び販売上の資金等)が必要となると判断いたしましたので、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記許可は中国当局の認定によりますので、その時期等につきましては、当社が確約できるものではございません。

2 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当予定先」といいます。)に対し、行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付買取契約を締結いたします。

・行使指示条項

当該契約に基づき、当社は、割当予定先に割り当てた新株予約権について、割当予定先自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、本新株予約権の行使期間(平成23年12月8日から平成25年12月7日までの期間)の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう、割当予定先に対して指図を行うことができます。割当予定先は、かかる指図を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を、当該指図が効力を生じた日から10取引日以内又は合意した取引日のどちらか短い期間(以下、「行使義務期間」といいます。)中に行使することを確約します。但し、当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合、政府、所轄官庁、規制当局(日本国外における同様の規制等当局を含む。)、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、割当予定先等が関係法令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、当該行使指示に従い本新株予約権が行使される結果割当予定先及び非居住者である個人又は法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」といいます。)第26条第1項第2号から第4号に掲げるものに限り、)で割当予定先と特別の関係にあるもの(外為法第26条第2項第3号、対内直接投資に関する政令第2条第4項に定めるものを意味します。以下、「割当予定先関係者」といいます。)、の所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の10%以上となる場合、当該行使指示に従い本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権の当社の総議決権数の5%を越える場合、当社が表明保証した事項に変更が生じた場合、行使義務期間におけるいずれかの取引日において取引終了時における当該取引日の当社普通株式の取引額(株価と株数を乗じて算定する。)が1億円を下回った場合には、行使義務期間が延期され、上記事由が解消してから3取引日を経過するまでは割当予定先は本新株予約権の行使義務を負わないこととなります。上記に定めるいずれかの事由の発生により割当予定先が本新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引日延長されるものとします。

・行使指示の条件等

当社が割当予定先に対し、一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限が定められています。一度に行使を指図することができる本新株予約権の数は、当該指図に基づく本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該指図の直前の取引日を最終日とする20取引日又は60取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分、本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数、本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針」に記載された行使制限に定める上限、当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が1億円を超えない数のうち、いずれか少ない数を超えない限度に制限されます。

また、当社が割当予定先に対して複数回の指図を行う場合には、前回の指図を行った日又は割当予定先が本新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日(又は当社と割当予定先が合意するより短い期間)以上の間隔を空けることとされています。さらに、当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、表明保証した事項に変更が生じた場合、過去に行われた本新株予約権の行使価額の累計額と新たに行使される本新株予約権の行使価額の合計が上限金額7億円を超える場合、当社が発行要項第14項(1)又は(2)に基づく通知を発しているか、当社に発行要項第14項(2)に定める事由が発生している場合、発行要項第14項(3)に基づく当社からの通知が発せられている場合、行使直前の3連続取引日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が79円を0.9で除した額円を上回っていない場合などの一定の場合には、当社はかかる指図を行うことはできません。なお、当社は、上記の指図を行った場合、その都度公表いたします。

・優先交渉権に関する条項

当社は、割当予定先との間に締結する予定のコミットメント条項付買取契約に基づき、本新株予約権の権利行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及びコミットメント条項付き第三者割当契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、次の(i)乃至(iii)のいずれかの証券(権利)(以下、本項において「新株及び新株予約権等」といいます。)を当社が第三者に対し発行しようとする場合(但し、当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。))の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券(権利)を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る)を除く)には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

()当社の株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)

()当社の株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)

()当社の株式又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権

割当予定先が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。

・エクイティ性証券の発行に関する条項

また、当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除き、本新株予約権が残存する間、当社は割当予定先の事前の書面による同意(かかる同意は不合理に留保されてはならないこととされており)がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができない旨についても合意する予定です。

・解約条項等

その他、コミットメント条項付買取契約においては、不可抗力により契約の履行が困難となったとき、当社が表明保証した事実と誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約を可能とし、割当予定先がコミットメント条項付買取契約に定められた前提条件に合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、当社の表明保証に誤りがあった場合・後発の事情で不正確になった場合、誓約・合意違反の場合、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項又は第3項に定める事由が発生した場合、割当予定先の責によらない事由の発生により、割当予定先が取引の継続可能性につき合理的な懸念を抱くに至った場合、当社が、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合には、当社に通知することにより本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができる旨、かかる請求を受けた場合、15取引日以内に当社が本新株予約権1個当たり発行価格と同額で当該本新株予約権を取得するとともに、割当予定先に生じた損失を補償する旨を合意する予定です。なお前記の通り、コミットメント条項付買取契約が解約された場合も、解約がなされた日から12ヶ月が経過するまでの間に当社が第三者に対し新株及び新株予約権等を発行しようとする場合は、当社は割当予定先に対して、事前にその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

また、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の166.67%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができます。

一方、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に記載のとおり、本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して66円を下回った場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権1個当たり1,624円の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

また、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第4項に記載のとおり、本新株予約権行使の結果、当社が総額1億円を受領した場合、割当予定先は本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わないこととなります。この場合、当社は、5取引日以内に本新株予約権1個あたり1,624円の価額で割当予定先から残存する本新株予約権を取得することとなります。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第35回新株予約権)(2) 新株予約権の内容等(注)1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由」に記載の通り、着実に研究を進め中国に於いてIPF治療薬F647に対して新薬承認を得たものの、バイオベンチャーという性質上、長年に渡り赤字経営が続いている事等から、金融機関からの借入調達は断念せざるを得ませんでした。また、社債は償還期に元本全額の償還が必要となる為財務状態を逼迫する可能性がある事から、社債による資金調達は検討対象から除外せざるを得ませんでした。株主割当による資金調達は、調達資金が確保出来るが他の資金調達方法に比べ不確実性が高いこと、一方公募増資による株式発行については、新薬開発の為の先行投資による赤字経営の下では困難であると共に、株価に多大な影響を及ぼす事を考慮した結果、第三者割当によるエクイティ・ファイナンスの手法に基づく資金調達を検討せざるを得ませんでした。

今回の行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当による資金調達方法は、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は9,000,000株となり、発行済株式の総数である90,282,831株を分母とする希薄化率は9.96%となる見込みです。このため、行使による現在及び将来における発行済株式総数の増加により、当社株主に対し1株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があり、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の長所及び短所があります。そして、今回の行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当による資金調達方法は、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても投資家にとっては行使しやすく、また、株式の第三者割当と異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、長期間に亘って継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であることから、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の他の資金調達方法との比較に記載の通り、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

長所

資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に新株予約権の行使の数と行使の時期を一定の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることができる。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、本新株予約権の発行要項第11項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず9,000,000株で一定であり、希薄化率は、最大でも9.96%までに制限される。

一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限(当該行使指図が効力を生じる日の直前の取引日を最終日とする20取引日又は60取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分、本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数、本新株予約権が行使された結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e.株券等の保有

方針」に記載された行使制限に定める上限、当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が1億円を超えない数のうち、いずれか少ない数を超えない限度)があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。

株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

短所

株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。

割当予定先の基本方針として、長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された株式は、原則として短期保有であり、市場で売却されるため、市場株価の下落を招く可能性がある。

本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して66円を下回った場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。

当社株式の流動性が著しく減少する可能性もあるため、流動性が大幅に低下した場合、資金調達額が著しく減少する。

当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

他の資金調達方法との比較

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるが、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。

行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指図することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難である。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容

該当事項なし

4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし

6 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

7 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

8 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

9 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,211,616,000	22,325,000	1,189,291,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額14,616,000円の総額に、本新株予約権が全て行使され、それらの行使価額の平均が当初行使価額である133円とした場合の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額1,197,000,000円を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、価格算定費用2,000,000円、弁護士費用3,000,000円、紹介手数料10,500,000円並びに有価証券届出書作成費用及び登記費用等6,825,000円であります。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載の通り1,189,291,000円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。したがって、上記差引手取概算額の合計額1,189,291,000円については、現時点で次の通り充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
IPF治療薬F647製造にかかる工場操業資金	200	平成24年2月～ 平成25年3月
IPF治療薬F647販売にかかる営業資金	500	平成24年4月～ 平成25年12月

(注)本新株予約権の発行価額及び本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、当面銀行預金にて運用していく予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (英文名：Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 2,1 Martin Place, Sydney NSW2000, Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
代表者の役職及び氏名	会長 H.K マックヤン (H.K McCann) CEO N.W. ムーア (N.W. Moore)
資本金	7,278 百万豪ドル(624,962百万円) 換算レートは1豪ドル85.87円です。(平成23年3月31日現在)
事業内容	銀行業
主たる出資者及びその持株比率	マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド 100% (英文字：Macquarie B.H. Pty Ltd,)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、日本のバイオベンチャー企業とその資金需要に着目し、マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者を通じて、当社に本件について提案して参りました。当社はマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者との面談を通じて説明を行い、協議を重ねた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

資金調達に関しては、種々の会社からご提案を頂いておりましたが、その内でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を選択した理由は、当社の実績に対する評価のみならず、マッコーリー・バンク・リミテッドから提示された条件（コミットメント付きであり当社の行使指示により機動的な資金調達を行えること、また同社は、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米における、ネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等）を考慮し、同社を割当予定先と選定する事が、当社のみならず、株主の皆様にとっても有利であると判断いたしました。

(注) マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本件第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割当ようとする株式の数

マッコーリー・バンク・リミテッド：新株予約権の目的である株式の総数 9,000,000株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人は本新株予約権のコミットメント条項付買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

また、当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数

の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を制限するよう措置を講じる予定です。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績及び財政状態について2009年度から2011年度のアニュアルレポート(貸借対照表の預金残高)を確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先の株式を100%所有するマッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持株会社としてオーストラリア証券取引所(ASX)に上場しており、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けております。また、マッコーリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会的勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関(株式会社ブルータス・コンサルティング、所在地:東京都港区赤坂二丁目17番22号)に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされており、当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の166.67%以上となった場合若しくは、当社が総額700,000,000円を受領した場合と想定しております。

また、割当予定先の行動については、割当予定先自らの判断により行使を行うものと想定しております。割当予定先の行使行動は、当社の流動性を鑑み日々売却可能と考えられる目安を基に権利行使をする予定です。評価上は、発行個数である9,000個を権利行使期間の24ヶ月で除して得られる個数を目安にしております。行使して得た株式の売却行動に関しては、当社の流動性を鑑み、行使して得た株式を日々売却していく前提を置いております。当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先と検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。また、割当予定先にはプット・オプションが付されており、割当予定先に当該権利の行使可能性をヒアリングしたところ、当該権利は当社がデフォルトする見込みが高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けておりますが、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、プット・オプションの行使の可能性は評価に織り込んでおりません。当社は、上記前提条件を基に算出された新株予約権1個当たりの価額1,624円を参考として、本新株予約権1個の払込金額を金1,624円としました。また、当初行使価額は、平成23年11月21日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値133円と同額としました。

なお、払込金額の適法性につきましては、本日開催の監査委員会においても、割当予定先に特に有利でないと判断しております。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、また、修正後の行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じ、新株予約権行使日の直前取引日の当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満切り捨て)に修正されるので、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成23年9月30日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は90,265個(自己株式等を除く完全議決権株式数は90,265,000株)で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は9,000個(発行予定株式数は9,000,000株)であり、希薄化率は最大9.97%となります。

結果として当社株式の1株あたりの株式価値が希薄化することとなりますが、IPF治療薬F647の製造販売へ投資を行う事は、業績の拡大と企業価値の向上を実現するものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値は向上すると判断しております。

別記第1募集要項1新規発行新株予約権証券(第35回新株予約権)(2)新株予約権の内容等 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件欄第1項に記載のとおり、本新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の166.67%以上と想定しております。株価が発行決議時と比較して著しく上昇した場合は、本コールオプションを行使して本新株予約権を取得した上、当社にとってより有利な条件による資金調達を行う予定であります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】
該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
マッコーリー・バン ク・リミテッド	Level 2,1 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia			9,000,000	9.07%
イン・ルオ(常任代 理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	SHANGHAI P.R. CHINA (東京都千代田区丸の内 2丁目7-1 決済事業 部)	3,665,600	4.06%	3,665,600	3.69%
クリティカル・テク ノロジー号投資事 業有限責任組合	東京都港区芝浦3丁目 - 11-13	3,491,031	3.87%	3,491,031	3.52%
森田 政廣	長野県伊那市	2,333,000	2.59%	2,333,000	2.35%
アイピーアールV 2号投資事業組合	東京都中央区日本橋室町 1丁目9-4 井上第三ビル 6階	1,273,000	1.41%	1,273,000	1.28%
酒井 真敬	愛知県春日井市	1,033,000	1.14%	1,033,000	1.04%
須藤 一彦	東京都東村山市	1,000,000	1.11%	1,000,000	1.01%
カブドットコム証券 株式会社	千代田区大手町1丁目3 番2号	962,000	1.07%	962,000	0.97%
丹羽 弘之	静岡県藤枝市	874,000	0.97%	874,000	0.88%
ジュン・ウー(常任 代理人 株式会社三 菱東京UFJ銀行)	(東京都千代田区丸の内 2丁目7-1 決済事業 部)	797,600	0.88%	797,600	0.80%
ウエル技術ベン チャー投資事業有 限責任組合	東京都新宿区喜久井町65 糟井ビル3F	770,000	0.85%	770,000	0.78%
計		16,199,231	17.95%	25,199,231	25.39%

- (注) 1 所有株式数は、平成23年6月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。
但し、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの割当後の総議決権数に対する
所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
- 3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、今回の割当予定先以外の株主(新株予約権発行前からの株主)について、平成23年6月30日より所有株式数に変更がないとの前提で、新株予約権行使による株式の増加分を加味したものであります。
- 4 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第三部 組込情報の有価証券報告書（第10期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成23年3月28日提出）、本有価証券届出書提出日（平成23年11月21日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年11月21日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出（平成23年3月28日）以降、本有価証券届出書提出（平成23年11月21日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成23年3月30日提出臨時報告書]

(1) 提出理由

平成23年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

a 株主総会が開催された年月日

平成23年3月25日

b 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

商号を株式会社ジーエヌアイグループに変更する。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、イン・ルオ、片岡隆志、指輪英明、ジャン・ホフラック、リウエン・ウ、ワンショウ・グオ、安川定之を選任する。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、三優監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	42,246	399	0	(注) 1	可決 98.55

第2号議案 取締役7名選任の件						
イン・ルオ	42,290	475	0		可決	98.65
片岡 隆志	42,280	485	0		可決	98.63
指輪 英明	42,281	484	0		可決	98.63
ジャン・ホフラック	42,266	499	0	(注) 2	可決	98.60
リウエン・ウ	42,280	485	0		可決	98.63
ワンショウ・グオ	42,280	485	0		可決	98.63
安川 定之	42,279	486	0		可決	98.63
第3号議案 会計監査人選任の件	42,336	429	0	(注) 3	可決	98.76

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

[平成23年5月18日提出臨時報告書]

(1) 提出理由

当社は、平成23年3月25日開催の第10期定時株主総会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

a 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

明誠監査法人

b 当該異動の年月日

平成23年3月25日

c 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成21年6月17日

d 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項
 該当事項はありません。

e 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人でありました明誠監査法人は、平成23年3月25日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、その後任として新たに三優監査法人を会計監査人として選任するものであります。

f 上記eの理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
 特段の意見はない旨の回答を得ております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	平成23年3月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3 四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月26日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武 田 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 秀四郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成21年4月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成21年12月7日に第三者割当により発行した第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)は、平成22年1月中の権利行使により全数が権利行使された。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 秀四郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 淵上 敦至 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月18日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 高尾 秀四郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 市原 豊
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月14日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 海藤 丈二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月26日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 武 田 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 秀 四 郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成21年4月1日から平成21年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1．会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は経営指導料を営業外収益に計上する方法から売上高に含めて計上する方法に変更した。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成21年12月7日に第三者割当により発行した第30回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）は、平成22年1月中の権利行使により全数が権利行使された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月18日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 高尾 秀四郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 市原 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。